

【資料5】 こっちやけ！秋田とつながる交流会開催事業業務委託 企画提案競技評価票

評価項目	評価内容	評価内容の観点	評価点
事業実施の方向性・実施体制	・事業目的との整合性 ・提案内容の実施体制	○大学生等の県内就職・定着の意識醸成等に向けて、事業の明確な方向性や考え方が示されているか。 ○仕様書の趣旨に適った提案となっているか。 ○提案内容を実施する十分な体制が確立されているか。	10
事業の有効性	・提案内容の有効性	○企画内容について、本県での生活や県内企業の魅力を効果的にPRし、学生等の県内就職・定着を促進する効果が期待できるものとなっているか。 ○一連の企画が将来的に県内就職・定着へつながるものとなっているか。 ○経験豊富な司会者を起用する等、学生と企業とのコミュニケーションを円滑にすることや、不測の事態が発生した際の対応等にも配慮されているか。	25
事業の実現性	・応募計画の具体性と実現性	○提案内容は、抽象的でなく、具体的な内容及びスケジュールとなっているか。 ○提案者の有する資源に基づき、提案内容を効率的に実現できるか。 ○過去に同種の業務内容について受託実績があり、しっかりと成果を上げているか。 ○安定的なイベント運営が可能（イベント実施に必要な資機材やそのバックアップ体制等を含む）か。	10
情報発信・参加者確保の具体性	・事業実施にあたっての周知、参加者の確保	○大学生等への事業周知は、効果的なものとなっているか。 ○多数の大学生等の参加が見込める工夫がなされているか。 ○情報発信ツールや広報媒体等は、効果的な手法が提案されているか。	30
経費の妥当性	・適切な経費積算 ・経費単価の妥当性	○経費の積算に当たり、全ての業務について、過不足なく項目出しと数量計上を行っているか。 ○各経費の積算単価は、適正な見積のもとに算定され、妥当なものとなっているか。	5
総合評価	・独自の提案内容等	○提案内容について、提案者の独自性が盛り込まれているか。 ○その他、特別考慮できるような加点要素があるか。	10
賃金水準の向上	・下記配点表を参照	○下記配点表を参照	5
女性の活躍推進	・下記配点表を参照	○下記配点表を参照	5
合計			100

○提案事業者の「賃金水準の向上」に係る取組の配点表

大区分	小区分	配点	
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1. 50%以上	3	最大5
	2. 00%以上	4	
	3. 00%以上	5	
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表			0.5

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式又は参考様式）」により次のとおり確認する。

- ・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。
- ・秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表に準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。
- ・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。
- ・秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式又は参考様式）」に準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。
- ・内閣府及び中小企業庁等が管理する「『パートナーシップ構築宣言』ポータルサイト」の登録企業リストに掲載している各企業の「パートナーシップ構築宣言」の写しを提出のうえ、同ポータルサイトのリストに当該事業者があるか確認する。

○提案事業者の「女性の活躍推進」に係る取組の配点表

大区分	小区分		配点	
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	各0.25	最大0.5
		次世代法 ※2		
えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大3
法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし プラチナえるぼし	1.5 2	
	次世代法 ※2	くるみん プラチナくるみん	1.5 2	
	若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5	
	女性活躍・両立支援企業表彰※3 女性の活躍推進企業表彰※3 子ども・子育て支援知事表彰※3 男女共同参画社会づくり表彰		各0.5	最大1

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。
なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。